

条件付一般競争入札の公告について

社会福祉法人慈恵会 太田和こども園新築工事 について、次のとおり一般競争入札を行います。

令和6年10月1日
社会福祉法人 慈恵会
理事長 丸山 光政

1 工事概要

- (1) 発注者 社会福祉法人 慈恵会
- (2) 工事名 太田和こども園 新築工事
- (3) 施工場所 神奈川県横須賀市太田和3丁目1177番地3ほか
- (4) 工期 契約日から令和7年12月31日まで
- (5) 工事概要 幼保連携型認定こども園 園舎の新築工事
解体・建築・電気設備・給排水衛生設備・空調設備工事・外構工事
- (6) 予定価格 ¥475,000,000 (税別)
- (7) 最低制限価格 横須賀市基準の平均額型最低制限価格を適用
- (8) 入札保証金 免除
- (9) 工事費率 工事の進捗率が令和7年3月31日に30%を超えることかつ、令和7年12月31日までに100%完了すること。(ただし天災等不可効力のことで生じた場合はこの限りではない。)

2 入札参加資格

- ・ 地方自治法施工令第167条の4に該当しないこと。
- ・ 横須賀市競争入札参加有資格者、業種:建築一式工事登録
- ・ 横須賀市指名停止等措置規制(平成22年横須賀市規則第23号)に基づく指名停止期間中でないこと。
- ・ 本工事は、次に掲げるすべてを満たした企業の入札とする。
 - ア 所在区分が市内・準市内事業者であること。
 - イ 経営事項審査の建築一式工事の総合評定値が760点以上であること。(※1)
 - ウ 建築一式工事の特定建設業の許可を有し、この工事に対応する監理技術者を建設業法に従い施工現場に配置できること。
 - エ 平成26年4月1日以降に、同等規模以上の新築工事を元請けとして施工した実績があること。(※2) (建物用途:工場・倉庫以外)
- ・ 事業主の役員が役員をしている企業でないこと。

3 入札参加申込

令和6年10月7日(月)までに下記問合せ先にて設計図書閲覧のうえ、
入札参加申請書に必要事項を記入し「経営事項審査結果通知書」の写し(※1)と施工実績がわかる書類(※2)を添付し、提出すること。
閲覧および申込可能時間: 10/1(火)~10/7(月) AM10:00~PM5:00

4 入札参加資格の決定

令和6年10月10日(木)までに資格の有無を通知し、現説書を配布する。

5 現場説明書に関する質問

- (1) 質問は令和 6年10月23日(水)午前10時までにE-mailで送信し必ず確認のTELを入れること。
- (2) 受け付けた質問及び回答は、E-mailにて全入札参加者にお知らせします。
- (3) 質問の様式は自由とするが、エクセル又はワードにて作成のこと。

6 入札・開札日時

- (1) 郵便による入札 配達証明書付書留郵便による 令和6年11月4日必着とする。
送付先: 〒238-0311 神奈川県横須賀市太田和3丁目733番地
太田和こども園 園長 藤沼直美 宛
- (2) 入札書は任意とし、入札書には任意の3桁の数字を記載すること。
- (3) 開札日時場所 令和6年11月5日(火) 10:00~
太田和こども園 分園(横須賀市太田和3丁目1177-3)
- (4) 開札立会人のもとに改札を行う。入札者の立会は任意とする。
- (5) 入札執行回数は1回とする。入札者がいない場合は、当該案件は不調とする。
- (6) 落札となるべき価格の入札をした事業者が2者以上のときは、くじ引きにより落札者を決定する。
書留お問い合わせ番号(下4桁)の数字の若い順に 0.1.2... とし 抽選番号とする。
入札書の任意3桁の和 を 同額入札者の数 で除し あまりの数と一致したものを落札者とする。

7 その他

- (1) 入札日以前に入札を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。
- (2) 開札時に入札書の不着の事業者は入札を辞退したものとみなします。
- (3) 入札条件に違反した入札は無効とします。
- (4) 最低制限価格について

入札参加者数から入札が無効となった者を除いた数が5者以上だった場合には、次の手順により最低制限価格を設けることとする。
算定対象数=(入札参加者数-入札が無効となった者の数)×0.8 (小数点以下切り上げ)
平均額=有効になった入札の額の合計÷算定対象数 (1円未満四捨五入)
最低制限価格=平均額×0.95 (100円未満切り捨て)

- (5) 本工事は、横須賀市から補助金の交付を受けることを前提に発注するものであり、契約後の工期変更や金額変更は、原則として認められないため、工期中に予見される社会情勢等の変化を十分に踏まえ、入札金額等について熟慮のうえ応札すること。
- (6) 発注者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - ・ 工期内に工事を完成することができないとき。
 - ・ 当該工事目的物に契約不適合があるとき。
 - ・ 請負者は工事目的物の完成前に請負者がその債務の履行を拒否し、又は請負者の責めに帰すべき事由によって請負者の債務が履行不能となったときには、損害賠償に代えて、発注者の指定する期間内に、違約金を支払わなければならない。

8 問合せ先

株式会社 大川設計 大川・人見
〒249-0004 神奈川県逗子市沼間3-19-16-1F
TEL 046-873-8195 FAX 046-873-5282
E-mail: k.okawa@okawa-archi.co.jp